

国民健康保険からのお知らせ

人間ドック費用助成の申請を受け付けています

すでに令和7年度の間人ドック費用助成の申請をした人には、4月下旬ころに受診票をお送りします。

■対象 次の①～③のすべてに該当する人

①燕市国民健康保険加入者で、30歳（誕生日が平成8年4月1日以前の人で、令和7年度中に満30歳になる人も対象）～74歳の人

※令和7年度中に75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前日までに受診する場合に助成が受けられます。／75歳以上の人は後期高齢者医療の助成対象となる場合があります。詳細は保険年金課 年金医療係（☎77・8133）までお問い合わせください。

②納期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯に属する人または完納が見込まれる世帯に属する人

③令和7年度に燕市が実施する健康診査または特定健康診査を受診しない人

※受診日当日に国民健康保険の資格を喪失している人（後期高齢者医療や社会保険などに加入した場合など）は助成対象外。

■実施期間

5月1日（木）～令和8年3月31日（火）

■助成額

1万8,900円を限度額として、費用額の2分の1（脳ドックやオプション検査は全額自己負担）

■申込み 保険年金課に「人間ドック受診申請書」を提出してください。郵送・電子申請も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください。申請後、5月中旬以降に「人間ドック受診票」を送付します。受診日に受診票を検診機関に提出し、助成額を差し引いた差額のみをお支払いください。

※検診機関によっては、全額自己負担後の助成となる場合があります。その場合は、5月中旬以降に手続き方法などの案内を送付します。

■検診機関の受診日予約について

希望した検診機関にご自分で直接予約してください。市から「人間ドック受診票」が届く前でも予約が可能です。



人間ドック費用についてのページ▲

国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

就職、退職や住所変更などで保険証が変更になったときは、**14日以内に手続きをしてください**。国民健康保険の加入・脱退手続きは、会社は代行しませんので各自で手続きが必要です。

こんなとき		届け出に必要なもの
加入	職場の健康保険を脱退した（職場を退職した場合や、家族の被扶養者でなくなった場合など）	・健康保険資格喪失連絡票などの脱退した日が確認できる書類
	市外から転入した	・転出証明書
脱退	社会保険など他の健康保険に加入した（就職した場合や、家族の被扶養者になった場合など）	・他の保険に加入した日が確認できる書類（資格確認書など）
	市外へ転出する	・国保の保険証など
その他	修学のため市外へ転出する	・国保の保険証など ・在学証明書や学生証の写し（有効期限のわかるもの）など
	住所、世帯主、氏名などが変わった	・国保の保険証など

上記の「届け出に必要なもの」のほか、次のものをお持ちください

- 届出人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- 委任状（同一世帯以外の人が手続きを代行する場合）
- マイナンバーが分かる書類（世帯主と異動する人の分）

※新しい資格確認書などが届く前に医療機関を受診する場合、加入保険が変わることを医療機関の窓口申し出てください。今まで使っていた保険証で受診すると、市が負担した医療費を後日返納してもらうことがあります。

※加入手続きが遅れた場合でも、資格を取得した日にさかのぼって国民健康保険税が課税されます。

※脱退手続きが遅れた場合は、社会保険などに加入した人の分も国民健康保険税が課税され続けます。早めの手続きをお願いします。

※会社の健康保険加入による国民健康保険の脱退手続きは、オンラインや郵送でも受け付けています。詳細は市ホームページをご覧ください。→



■介護保険適用除外の届出について

燕市国民健康保険に加入している40歳～64歳までの人で、介護保険適用除外施設に入所し、一定の要件を満たす場合、届出により国民健康保険税の一部を納付する必要がなくなります。詳しくは下記へご相談ください（適用除外施設を退所した場合は、介護保険適用除外非該当の届け出が必要です）。

障がいのある人を対象とした各種手当制度のご案内

いずれの制度も利用には申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

制 度 名	対 象	手 当 額
① 在宅重度心身障害児者等介護手当	おおむね次の障がいを有する65歳未満の在宅重度心身障がい児者などの常時介護を要する人と同居し、月20日以上介護している人 ●身体障害者手帳1級・2級 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳1級所持者および特定疾患者 ※審査あり。介護保険サービスを利用している場合は対象外	●通所・通学 月額1万円 ●常時在宅 月額2万円
② 特別障害者手当	日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者で、おおむね次の障がい重複する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳1級・2級 ●知能指数20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※審査あり。施設などへ入所している場合は対象外	月額2万9,590円 ※請求者と扶養義務者（両親兄弟姉妹など）の所得制限あり
③ 障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児で、おおむね次の障がいを有する人またはそれと同程度以上の人 ●身体障害者手帳1級・2級 ●知能指数20以下の知的障がい ●日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい ※審査あり。施設などへ入所している場合は対象外	月額1万6,100円 ※請求者と扶養義務者（両親兄弟姉妹など）の所得制限あり
④ 特別児童扶養手当	おおむね次の障がいを有する20歳未満の重度・中度の心身障がい児を監護している父母または養育している人 【1級障がい】 ●身体障害者手帳1・2級の一部、下肢3級の一部 ●療育手帳A ●上記と同程度以上の状態にある人（精神障がいなど） 【2級障がい】 ●身体障害者手帳3・4級の一部 ●療育手帳Bの一部 ●上記と同程度以上の状態にある人（精神障がいなど） ※施設などへ入所している場合は対象外	●1級 月額5万6,800円 ●2級 月額3万7,830円 ※請求者と扶養義務者（両親兄弟姉妹など）の所得制限あり
⑤ 在宅重度重複障害者介護見舞金	次の全てを満たす人 (1)療育手帳Aの交付を受けている人 (2)身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の障がい区分の2つ以上に当てはまる人 ●視覚障害1級・2級 ●聴覚障害2級 ●肢体不自由1級・2級 ●内部障害1級 ※施設などへ入所している場合は対象外（入院は支給対象）	月額2万円 ※請求者と扶養義務者（両親兄弟姉妹など）の所得制限あり

■問合せ ①～④ 社会福祉課 障がい福祉係 ☎77・8172

⑤ 三条地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課 ☎0256・36・2232

窓口係を分割するとともに、消費生活相談担当を明確化します。また燕・分水サービスコーナーの終了に伴い、サービスコーナー係を廃止します。

市民課	窓口係	市民課	市民窓口1係	☎77・8125
	市民生活係		市民窓口2係	☎77・8122
	燕サービスコーナー		市民生活相談係	☎77・8107
	分水サービスコーナー		(廃止)	
			(廃止)	

児童クラブの利用児童増加や複雑・多様化するニーズに対応するため「児童クラブ係」を新設します。

学校教育課	総務企画係	学校教育課	総務企画係	☎77・8195
	学事保健係		児童クラブ係	☎77・8705
	指導係		学事保健係	
	学校給食係		指導係	
			学校給食係	

4月から!!

市役所の組織が変わります

図 総務課 総務係 ☎77・8312